

鳥取県告示第 938 号

民生委員法（昭和23年法律第198号）第4条の規定に基づき、市町村の区域ごとの民生委員の定数を次のように定め、平成19年12月1日から施行する。

昭和46年鳥取県告示第783号（市町村の区域ごとの民生委員の定数について）は、平成19年11月30日限り廃止する。

平成 19 年 11 月 13 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

市町村	定数
鳥取市	518人
米子市	324人
倉吉市	162人
境港市	86人
岩美町	48人
八頭町	65人
若桜町	22人
智頭町	32人
湯梨浜町	47人
三朝町	35人
北栄町	45人
琴浦町	65人
南部町	34人
伯耆町	40人
日吉津村	9人
大山町	64人
日南町	31人
日野町	22人
江府町	19人